

藤沢市立高倉中学校
いじめ防止対策基本方針

2014年4月

藤沢市立高倉中学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

本校の生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条、以下法という）をいいます。

(2) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはけません。（法第4条）

(3) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

本校の学校教育目標は「自らを律し、共に生きる人になる」です。差別やいじめは、自分の気持ちをコントロールできずに自分と異なる相手を排除し、攻撃するところから始まります。互いの違いを理解し合い自らを律しつつ、様々な個性をぶつけ合い共に生きることで互いに高めあうことができるということをよく認識する必要があります。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、集団の側にとっても、異質な他者を排除することで自らの成長の機会を失うものでもあります。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの問題に関する生徒、保護者、地域の理解を深め、行動できるようになることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

(5) 家庭との連携

子どもたち一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、本校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要です。よって学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組んでいきます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の主体を尊重しつつ、双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題のよりよい解決に努めます。（法第9条）

(6) 地域との連携

いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校はPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子供たちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

(7) 生徒会活動

いじめは生徒の中で起こっています。本校教職員は子どもたちが中心となって行ういじめ防止運動を支援し、子どもとともにいじめの防止等に取り組みます。

2 高倉中学校いじめ防止対策委員会の設置

法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及び早期解決等に関する措置を実効的に行うため、「高倉中学校いじめ防止対策委員会」を設置します。

(1) 構成

校長、教頭、生徒指導主任（兼いじめ防止担当者）、学年生徒指導担当者、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、専門的知識を有する第三者の参加を検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの疑いにかかる情報の収集・記録・共有・判断
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告
- ・職員研修の実施

(3) 会議の開催

会議は原則として毎週1回開催します。

いじめと疑われる事案の発見、相談・通報があった場合には、緊急開催します。

3 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・学校が子どもたちにとって安心できる居場所となるように、きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感（自己有用感）を持てるような授業・集団・学校づくりを進めます。
- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育・人権教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会活動に対する支援を行います。
- ・いじめに対して家庭や地域と連携して対処していくために、いじめの認識や防止等に関する取組みについて、家庭や地域に積極的に情報を発信します。また、交流活動や行事、ボランティア活動等を通して、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。

- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・生徒の変化を見逃さず見守っていくために、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・発信された情報の広がりや速さ、発信者の匿名性、その他のインターネット情報の特性をふまえて、インターネットを通して行われるいじめを防止し、適切に対処できるように、生徒・保護者・職員向けに情報モラル研修会等を行います。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめは大人の目につきにくい時間や場所でおこなわれたり、遊びやふざけあいを装っておこなわれたりすることが多いことから、ささいな兆候でも軽視することなく早い段階から的確に関わる必要があります。このため、周囲の大人は日頃から見守りやふれあいに努め、生徒の示す変化や信号を見逃さないように感受性を高めます。
- ・生徒や保護者がいじめに関する相談をおこなうことができるよう、学級担任やその他の職員との面談、スクールカウンセラーとの面談、校外の相談機関等の紹介等の相談体制の整備を行います。
- ・いじめの実態把握や早期発見のため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① 生徒対象学校生活アンケート調査 年3回 (7月、1月頃)
 - ② 家庭訪問や三者面談、教育相談等を通して学級担任による生徒・保護者からの聴き取り調査 年4回 (4月、7月、10月、12月)
- ・相談・通報のあった事案は、「高倉中学校いじめ防止対策委員会」を通して情報共有に努めます。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめまたはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。また、生徒には、そのような行為を見たらすぐに先生などの大人に知らせなければならないことを指導します。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに情報を共有し、事実の確認をします。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を組織的・継続的に行います。
- ・いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、自ら解決に向けて行動したり、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると対策委員会が認めるときは、双方の保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

4 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議の上「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

- ・校長、教頭、生徒指導主任（兼いじめ防止担当者）、学年主任、学年生徒指導担当者、その他必要と認める者
- ※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。
- ※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの未然防止や早期発見、早期解決、再発防止等に関する取り組みについて、学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価し、次年度の改善に役立てます。